

民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和4年7月12日（火）午後1時27分から午後4時6分まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 永井委員長、桑原副委員長、藤井、高柳、大東、野村各委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明者 角田市民部長、阿部債権管理課長、田邊市民協働課長、小林環境課長
矢代健康福祉部長、安原社会福祉課長、金子子ども課長、
大嶋国保年金課長、信澤介護高齢課長、武井健康課長
- 6 事務局 原事務局長、大島議事係長
- 7 傍聴者 なし
- 8 傍聴議員 なし
- 9 議 事 (1) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
(2) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(3) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
(4) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(5) 調査事項
(6) 今後の日程について
(7) その他

10 会議の概要

(1) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、議事に入る。

次第（1）健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。

まず、社会福祉課の所管に係る事項について報告願う。

（安原社会福祉課長 説明）

ア 社会福祉課

・報告事項

1 沼田市保健福祉センターの改修工事について

○社会福祉課長 沼田市保健福祉センターの改修工事については、6月15日に開札され、萬屋建設が落札した。契約金額は1億3,365万円、工期は令和4年6月16日から令和4年12月15日までである。工事の内容は1階及び3階の改修工事に伴う設備機器の更新、耐用年数が経過しているエレベーター2基の更新である。改修工事面積は775.17平方メートルである。

配布した図面をご覧いただきたい。改修後の1階と3階の図面である。1枚目の1階の図面であるが、左上が玄関となっている。保健福祉センターの南半分の図面となっている。デイサービスの場所について防音設備を備えた大会議室となっている。階段の下のところにスライディングウォールという形で、大会議室を二つの部屋に区切るような仕様となっている。この大会議室のほかは、会議室2つ、倉庫1つを整備する計画となっている。階段の右隣のトイレの所であるが、多目的トイレということでユニバーサルシートの設置を

予定している。また、多目的トイレの下の部分には授乳室の設置を予定している。続いて、2枚目は、3階の改修後の図面である。部屋としては3つ、大きなくくりである。一番左側が、和室の部屋となっている。こちらはスライディングウォールで大きな和室を2つに分けて使用できるような形にしている。和室全体では35畳を21畳と14畳の2つに分けて使うことができる形となっている。その他は会議室を2つ。それに付随する倉庫を整備する。

○委員長 報告が終わった。報告事項1「沼田市保健福祉センターの改修工事について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 工事に入ったとき、保健福祉センターの工事をしない場所については、通常どおり使えるのか。1階の大会議室、3階の和室については、2つに区分して使うことができるようにすると。広く使うこともできるようにするし、狭くというか、半分にして使うこともできるという仕様となることでよろしいか確認したい。

○社会福祉課長 工事中の使用の関係では、基本的には、一般貸出は考えていないが、場合によっては、工事の状況をみながら空いている会議室について、使用できるような形で考えている。大会議室、和室については、大きな1部屋として使うことも可能であるし、小さい部屋としてそれぞれ別々に使うことも可能という形で考えている。

○大東委員 分かった。

○高柳委員 同じ改修であるが、3階の図面の和室のすぐ上、子ども広場と書いてあるが子ども広場という使い方をするのか。

○社会福祉課長 子ども広場となっているが、古い図面を使っており、今は、通常の会議室になっていると思うが、会議室という形である。

○高柳委員 多分そうであろうと思ったが、聞いたのは、ここは2階の機能訓練室、あそこで、「わいわいクラブ」が子ども広場と同じような機能で結構な頻度で使っていたいでいる。そこが、集約をしてここでしたいというのであれば、機能訓練であるから、機能訓練する人とは違うわけなのでここでいいよと言ってくれればそれで良かったのであるが、あそこ以外で使いたいという要望は3団体ぐらいあると思う。機能訓練室を使って。高齢者の団体もあるし、子育て支援もある。そういう要望というのは受けた記憶はあるか。

○社会福祉課長 要望は、私が来てからはない。

○委員長 ほかに。野村委員。

○野村委員 保健福祉センターのことではなく、その他として聞きたい。生活保護の関係であるが、今、生活保護を受けている人が親の建てた建物と土地を相続する予定でいる。なぜかという、その親の建てた建物の底地が借地で、地主にその建物を無償で引き取ってもらおうという考えでいる。自分たちでもう維持管理ができないので。ただ、未相続なので今保護を受けている人に1回相続登記をしないと底地の地主に名義を変えられない。その場合に生活保護の関係はどうなるのか。やった場合に。

○社会福祉課長 まず、相続する時点であるがそこには今保護の人が住んでいるのか。

○野村委員 住んでいない。

○社会福祉課長 そうすると資産として見ざるを得ないのかなというところがある。相続が発生するような物件についても保護の開始のときには調査をしていると思う。その場合には、自身の相続分を相続させるような手続をこちらとすると取るような指導をさせてもらっているはずである。それで資産としてその人が所有だということになるとそこを売却

なりという形で資産の有効活用というようなことを指導していくようなことになる。

○野村委員 無償で地主に渡すのでも資産譲渡ということになるのか。

○社会福祉課長 そこが価値がどのくらいあるのかということにもよるのかもしれない。例えば取り壊すしかないというようなものであれば、取壊費用との相殺みたいなこともできるかもしれない。

○野村委員 取り壊すのに費用がものすごく掛かる建物である。だから取壊しもできない。

○社会福祉課長 無償というのが研究してみないと何とも言えないところである。

○野村委員 それで保護が止まってしまうと生活できなくなってしまう。

○社会福祉課長 実際に不動産の場合は、いきなり入ったからといってすぐ換金できるわけでもないで、すぐに保護が止まるということはないと思う。ただ、その資産については活用してもらわなければならないので、そういう指導はさせていただいて……。ただ、それを無償で誰かに譲渡するというのは、少し制度上難しいのかなと感じがする。

○野村委員 そうすると建物を要するに地主が使うこともできない、壊すこともできない。

○社会福祉課長 状況にもよるので、また、個別に言ってもらおうというのでいかがか。

○野村委員 具体的な資料もみんな持って行くので相談に乗ってもらいたい。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で社会福祉課を終了する。

次に、子ども課の所管に係る事項について説明・報告願う。

（金子子ども課長 説明）

イ 子ども課

・調査事項

1 「沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連して、どのような支援を考えているか。

・報告事項

1 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)給付状況について

○子ども課長 それでは、調査事項1「沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連して、どのような支援を考えているのか」について報告する。「沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標3「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、施策3-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援について、子ども課の所管部分について説明する。まず、①結婚支援についてであるが、結婚支援については、結婚支援コーディネーターとして会計年度任用職員1名を雇用し、専任で結婚支援業務を行っている。出会いを応援し、地域を元気にするネットワーク「ぬまたハッピープロジェクト運営委員会」を立ち上げ、出会いコーディネーター養成セミナーや出会いの場所の提供イベントを年数回行っている。今までに数十組のカップルが成立していて、少なくとも5組のカップルが結婚に至っている。また、未婚者が気軽に会おうきっかけ作りの場として登録制の「はぴぷろ恋活部」を立ち上げ、現在では149名の未婚者の登録がある。また、若い世代が結婚、妊娠・出産・子育て、居住、仕事を含めた将来のライフデザインを描けるよう支援する取組として、小中学生を対象に乳児との触れ合い体験を実施する「赤ちゃん先生」や若い人への啓発動画「ハタチからの参考書」を作成し、成人式においての上映や市の公式ユーチューブチャンネルでの

配信を行っている。また、「結婚新生活支援事業」として、39歳以下の新婚世帯の新規の住宅取得費用や住宅賃借費用、引越費用などに対して上限30万円の助成を行っているので、これらの支援を継続していきたいと考えている。次の③妊娠・出産・子育て情報交換の場・仕組みづくりについては、市内3か所に「地域子育て支援センター」を設置し、子育てに関する勉強会や様々なイベントを実施している。また、子ども課に在籍する子育てコンシェルジュが地域子育て支援センターへ出向いて、子育てに関する情報提供等を行っているので、継続していきたいと考えている。次の⑥子育て世代包括支援センターの充実については、直接の所管は健康課となるが、担当の保健師と子ども課の「子ども家庭総合支援拠点」のメンバーで定期的に情報交換会を行っており、今後も連携を強化し、推進していきたいと考えている。次の⑦子ども・子育て支援の充実（子ども・子育て支援新制度の円滑かつ持続的な実施）については、本市では、保育園・認定こども園等の入所については、待機児童0人を継続しており、放課後児童クラブ（学童クラブ）を市内15か所に委託して設置し、保護者が昼間家庭にいない児童が、放課後及び学校休業日を安心安全に過ごせる環境を整備しており、支援が必要な子供とその家庭を対象に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、家庭児童相談員2名、つぼみサポート事業支援員1名、子育てコンシェルジュ1名、保健師1名の計5名が相談や訪問による支援を行っているので継続していきたいと考えている。次の⑧出産・子育て時の経済的負担の軽減と多子世帯の支援については、0歳から2歳児の保育料については、保育料を国の基準額より低く設定し、また、軽減基準を国の基準より拡大して、年収360万円未満のひとり親世帯は第1子から無料、第3子以降は完全無料としており、満3歳以上児の副食費についても、免除基準を国の基準よりも拡大して、第3子以降は第1子の年齢制限無しに無料としているので、今後も継続していきたいと考えている。

次に、報告事項1「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付状況について」報告する。子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）については、令和4年4月分の児童扶養手当受給者361人、18歳未満の児童547人に対して児童一人当たり5万円の給付を6月29日に行った。また、公的年金等の受給により児童扶養手当が全額停止の人及び家計急変のひとり親世帯については申請が必要となるので、7月1日から申請を受け付けており、申請受付後に随時、給付を行っていききたいと考えている。また、子育て世帯生活支援特別給付金（低所得世帯分）については、令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当受給の住民税非課税の人について、児童一人当たり5万円を8月上旬に給付の予定で、家計急変者及び平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童、いわゆる高校生のみを養育する住民税非課税の人については申請が必要となるので、7月1日から申請を受け付けており、申請受付後に随時、給付を行っていききたいと考えている。

○委員長 説明・報告が終わった。調査事項1「沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連して、どのような支援を考えているか」について質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 調査事項をお願いした本人なので質疑する。一般質問でも質問したが、この説明してもらったことについてはほぼ承知した上で……。言えば、実際に効果がある施策についてどういう検討をしているかということである。これは毎年、大体同じようなことを頑張っていますというような説明だが、例えば総合戦略には、とりあえず出生率を1.5まで上げると。究極的には1.8にまで上げるということが書いてある。その戦略に合わせたと

きに、この施策で十分なのか、不十分なのかという検討がされたかどうかを聞いたかったわけである。課長が良く分かっていると思うが、もうこうなると経済的支援しかない。ニュースにもなったが、厚生労働省が、内閣府が出したとおり、経済的支援が圧倒的である。結婚するには、生まれてから、市は頑張ってますよと言うが、子供を増やすためにはじゃあどうすればいいのかというと子ども課だけではもちろん無理だが、総合的に1.5まで引き上げるには、じゃあどうすればいいのでしょうかという検討をされたかどうかを聞きたい。それは何かしているのか。こういう質問である。

○子ども課長 もっともである。確かに沼田市だけに限らず、全国的な問題で出生率が非常に低いということでこれは沼田市でも危惧している部分でもある。当然、子ども課としてできる部分となるとやはり生まれた子供に対する施策がメインになってしまう。今委員が言うとおりに、子ども課だけではいかんともし難い部分がある。当然、経済的支援というのは大切な部分であると思う。ただ、これは財政的に限られているので、これは市全体として考えていかなければならない部分でもある。現在でもいろいろな課と連携して行っているが、新たな形で今検討している部分もある。他課との連携をより一層図って、できるだけ……。当然、沼田市だけの問題ではないので、非常に難しい部分ではあると思うが、できるだけ出生率を上げて、沼田市が何とか人口増に向かっていけるような形で考えていきたい。ありきたりの言葉にはなってしまうが、調査研究をしていくしかないと考えている。

○高柳委員 課長に聞くような話ではなくて大変恐縮だが、部長も含めてだが、例えば、先ほどの8番、子育て時の経済的負担の軽減ということで、他市よりも独自のあれで毎回ご披露いただいているが、例えばこれでその支援をいただいている人たちが沼田市は良かった、ほかはもっともっと高いのに、やっぱり沼田市だよねという実感をしているのか調査をしてもらいたい。その上で自信を持って、この額では対象者が満足していません。恩恵を感じていませんというふうに言ってくれないと、市全体としての予算の配分のところまではおそらくいかならないかと思っている。もっと言ってしまえば、少子対策課を作らない限り無理だということ。だって、健康課は生まれてきた子供の健康をチェックする。子ども課は生まれてきた後の子育てのことをやる。じゃあ、子供が多くなるようにするのはどこですかと言ったらどこもない。どこにもないのに戦略なんておかしなもの。これは、部長にも課長にも酷なことであるが、そういうことを今やっている施策では無理ですよねということを課としてやっぱり言ってもらいたい。課として部として。これではおそらく少子化対策にはなりませんと。まだまだ不十分なんですよということを言ってくれないと予算の組み替えも、課の統廃合もおそらくできていかない。そうすると永久に総合戦略と言いながら戦略を遂行するところがない。沼田市には。そういうことを検討していただきたいので子ども課だけではないということは重々承知しているが、ぜひ、当該の課がこの割り振りでは無理なんですということを勇気を出して言ってもらいたい。そうでないと前に進めない。一般質問のようになってしまい恐縮だが、来年度の予算に学校給食費を止めましようとか、そういう枠組みにはならない。例えば。今のを少しずつ、高柳さんに言われたから、独自の保育料をもう少し頑張って減免しようかなとなる。もう少し0.000いくつぐらい上がったからと言って、じゃあこれから子供を新たにもうけましようと言う人が、頑張っていて、ここまで行政がやってくれるのだから私たちは産んでみよう、沼田市に任せてみよ

うという気には私はならないと思う。だから延長線上でないことを考えないといけないのではないかと思っている。是非、そういったことを自信を持って言うために。これでは増えていくということには資さないのではないかということを書いてもらいたい。個人的な感想でも構わないので聞かせてほしい。

○子ども課長 子ども課としても当然、これで十分とは考えていない。私としてもその度に声を上げているつもりである。当然、予算要求等もさせてもらっている。市全体としての財政負担の問題も多々ある。当然、声を上げて、このままではいけないという話はしている。いかんせん思うように政策が進んでいかない部分をご理解いただきたい。課としても自信は持っているが、当然十分だとは思っていない。課としても考えているので理解いただきたい。

○高柳委員 言っている意味は良く分かった。

○大東委員 結婚年齢に達している人たちが結婚に対してどう考えているか。結婚したいけどなかなか出会いがないだとか。経済的な不安でなかなか結婚に踏み切れないだとかいろいろな理由があると思う。そういった状況の調査はしているのかどうか。また、そういった経済的な理由やいろいろな理由によってなかなか結婚に踏み切れないという、そういう課題を取り除いていくような、高柳委員が経済的支援というようなことも含めて発言していたが、そういった課題の解決に向けて検討しているのかどうか聞かせて欲しい。

○子ども課長 アンケートについては、結婚新生活支援事業の申請に来た人に対してはアンケートを配布していろいろな項目を答えてもらっている。この結婚新生活支援事業については前々年度までは沼田市と安中市ぐらいしかやっていなかった。昨年度、菅総理のときに金額を上げるということで話題になり、かなり他の市でも始めたというような状況がある。沼田市については、令和3年度から支給の要件を緩和した。年齢が39歳に今はなったのだが、その前は34歳以下で、収入が340万円未満だったのが、400万未満ということで緩和したところ、令和元年度の申請が5件だったのが、令和2年度は8件、令和3年度が16件と申請件数も急に倍になったという状況である。その辺は大分以前よりも改善していると思うが、先ほども言ったとおり、当然十分とは思っていない。今後も他市の状況とかいろいろ施策を考えているところを探して研究はしているが、なかなか思うような施策が難しい部分もある。今後も調査研究はしたいと考えている。

○大東委員 結婚に対する意識、社会の情勢の変化の中で、そういう意識も変わっていくという気がしている。人それぞれの考え方がるので、一律的にこうだ、ああだとはなかなか言えない側面がある。ただ、沼田市として安心して結婚できるような支援策があるんだよという、そういう人たちに知らせていく、結婚したいと思っても、なかなかいろいろな理由でできない。だけど、それが十分か、不十分かというのはあるにせよ、沼田市としては、こういうことをやっていますよという、そういうことを知らせながら、結婚に踏み切っていけるような、結婚をして、子供を生んで、育てていくというような人を作る意味作っていく、そのためにはいろいろな支援策、今あるものでも、やはりそういう人たちに知らせていくようなことが一つは必要なのではないかと思う。そういったいろいろな支援策について、広報とか、周知については、どのようにしているのかということ。あと、コロナの関係があつていろいろなイベント等ができなくなっていたのではないかと思うが、今後、コロナが落ち着いてきて、また増えて来てはいるが、行動制限はしないみ

たいな話もあるので、そういったいろいろなイベントを通じながら、出会いを作っていくとか、結婚に対する講演会とかそういったイベント的なことは今後何らかの計画はあるのか聞かせて欲しい。

○子ども課長 まず、結婚支援については、説明したとおり、結婚支援コーディネーターを1名雇っている。これは沼田市独自の制度として雇っている。当然、様々なイベント、昨年、一昨年はコロナの影響で行えなかったがやってきた。様々な形でPRをしており、県ホームページにも掲載してもらって、そこでも見られて……。先ほど言ったハビプロ婚活部などに関しても市外の人も結構登録している状況にある。また、市民課に届出があったときには、こういったことをやっているということで、一枚紙ではあるが渡してもらっているような周知の仕方をしている。当然、周知については、もっともっとしていかねばならないと考えているし、いろいろな形で行っていききたい。イベントについては、当然、今年度はやろうということでぬまたハッピープロジェクト運営委員会で、星空観察会ということで未婚者の人を募集して、9月あたりで計画を立てている。また、コロナが増えては来ているのでどうなるかという難しい部分もあるが、ぜひ今年は、ハッピープロジェクト運営委員会のメンバーもやりたいということで盛り上がっているので、今年は何回か、できる限り、イベントを行っていききたいと考えている。

○大東委員 やはり、子ども課だけの対応ではなく、例えば、移住者を迎えるというようなことになれば経済部との協議や他の課との連携というのが、結婚にしろ、子育てにしろ必要になってくるのではないかと。そういった中で、そういった移住者を求めるというのは私はそんなにあれではないのだが、移住者を増やそうということで、経済部は取り組んでいるのだが、そういった中で若い人に来ていただくような……。そういう中で子育て支援、結婚支援、いろいろアピールしていく、そういう場の中で。そういった他の課や他の部とのいろいろな事業の中で、人口を増やしていく、結婚をして、沼田で生活していこうという人を増やしていくようなそういう他の課の事業や、あわせて子ども課としてどういうふうに取り組んでいるのか、また、今後、そういう他の課との事業の中でこういうことを取り入れていくというようなことについて、どのような考え、計画があるか聞かせてもらいたい。

○子ども課長 たしかに、移住者の関係なども観光交流だとかも携わってやっている。当然そういった人たちが沼田市に来て住んでもらってということは本当に大切なことだというように考えている。どのように子ども課と絡めるかということは非常に難しい問題にはなるが、何か沼田市、子ども課でイベントをやるときも、当然、沼田市の観光名所なりを活用したり、以前でも玉原で婚活のイベントをやったり、南郷の曲屋で婚活イベントをやったりなど、観光名所を活用した婚活イベントを多少やっている。また、図書館を利用して婚活イベントもやっている。当然、他課との連携をして、いろいろな形で沼田市の良いところをPRしながら婚活イベント、当然、他市からも参加者がいるので、そういう沼田市の名勝なども紹介しながら婚活イベントをやっていききたいと思っているので、そういう点では、今後も他課との連携を進めながらやっていききたいと考えている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、報告事項1「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付状況について」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で子ども課を終了する。

次に、国保年金課の所管に係る事項について報告願う。

(大嶋国保年金課長 説明)

ウ 国保年金課

・報告事項

- 1 国民健康保険税納税通知書の発送について
- 2 証の一斉更新について

○国保年金課長 報告事項1「国民健康保険税納税通知書の発送について」であるが、7月11日、昨日、令和4年度現年分国民健康保険税の納税通知書を発送した。件数が多いので、昨日発送したが届くのは順次ということで郵便局から言われているので何日かかかると思うが、発送は処理済みとなっている。まず、発送件数であるが、今回、若干、異動の処理がかかるが、異動処理前で7,435件、昨年度の同期よりも134件の減少である。国保世帯の減少に伴い、発送する納税通知書の件数も毎年減少傾向にあるが、昨年が一昨年と比べると85件少なかった、今年は134件少なかったというような状況である。主な要因については75歳に到達する団塊の世代の人が今のところまだ増加傾向にあり、後期高齢者医療制度へ移行する人が多いことにより国保加入者が減少となっている。また、コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを理由とする国保税減免についても一定の条件と申請が必要となるので、令和4年度においても引き続き実施することから、コロナ減免制度の周知を図っており、問い合わせについては、丁寧に対応している。

次に、報告事項2「証の一斉更新について」であるが、今回、3種類の証、保険証になるが、更新を実施する。まず、1点目は、前期高齢者の保険証は、7月19日に発送を予定しているが、70歳以上75歳未満の国保被保険者の前期高齢者、今のところ対象者2,950人いる。今年度から国保の被保険者証と一体になったものを交付する。今までは別々に出ていたが、今回からは、前期高齢者の保険証は、国保の保険証と、対象者には一体となったもの、一つになったものを交付する予定で、今、準備をしている。今年度、75歳に到達する人は誕生日までの保険証、それ以外の方は、令和4年8月1日から令和5年7月31日までの有効期限の証を発送する。保険証に自己負担割合が記載されるので、受診のときには、被保険者証1枚で受診できるという形に変更点がある。ちなみに昨年度8月に一斉更新をしているが、その人数を比較すると47人の減という形になっている。

次に、(2)の後期高齢者医療被保険者証であるが、今年度、10月から新たに2割自己負担導入の制度改正が行われる。それに伴い、7月11日、昨日であるが、有効期限が令和4年8月1日から令和4年9月30日までの2か月間だけが有効期間となるが、後期高齢者被保険者証を8,625人に発送した。前年比172人の増という形になる。増加の原因は、自然増が要因となり、団塊の世代の増加が多くなっているということで、来年度以降も数年間は被保険者の増加が見込まれている。また、令和4年10月1日から令和5年7月31日までの後期高齢者医療被保険者証は今のところ準備中であるが、9月中旬に一斉に発送する予定で準備している。今年は、例年と違ってイレギュラーな対応になっているので、該当する人には、混乱が生じないように丁寧な周知を図って、対応したいと考えている。

次に、(3)の福祉医療受給資格者証の更新であるが、母子家庭、父子家庭のひとり親家

庭等への証の更新についてであるが、現在8月1日からの更新に合わせて、対象者501人に更新申請書を送付している。これまでの窓口でも更新手続、郵送での更新手続がメインだったが、今年度から通知の中に、QRコードを設定しており、それをスキャンすると、L o G oフォームが立ち上がり、L o G oフォームからの入力で更新手続ができるというような部分も取り入れて対応している。引き続き、郵送で出したいとか、窓口で申請をしたいというような人については、これまでとおり、従前とおりに対応をすることで準備をしている。特に窓口にはいろいろな手続で混雑するので、一応、窓口交付については、7月21日から7月29日までの日にちを設定させてもらって、そのときに来てもらえるような形で対応を図りたいと準備している。ちなみに、すでにL o G oフォームでの申請受付を始めて、昨日現在であるが、501件のうちの150件は、L o G oフォームで申請があった。参考までに件数の報告をさせてもらおう。有効期限は、令和4年8月1日から令和5年7月31日までの有効期間の福祉医療の受給者証ということで、該当者には手続が終わった順に送付するというように対応している。

後期高齢者医療被保険者証に同封するリーフレットを2部配布したので参考にしてほしい。「後期高齢者医療制度に関するお知らせ」ということで、今回、8月、9月の2か月の有効なもの10月以降のもの、2回出る関係があるのでその通知と、保険料率改定が行われているので、「令和4・5年の保険料率改定のお知らせ」を同封して、手続を進めている。

○委員長 説明が終わった。報告事項1「国民健康保険税納税通知書の発送について」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、報告事項2「証の一斉更新について」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で国保年金課を終了する。

次に、介護高齢課の所管に係る事項について報告願う。

（信澤介護高齢課長 説明）

エ 介護高齢課

・報告事項

1 公費負担医療対象者に対する高額介護サービス費の算定について

○介護高齢課長 説明に入る前に資料の訂正を願いたい。報告（2）のイ、対象人数を「4人（3世帯）」とあるが「5人で4世帯」の誤りである。訂正願いたい。

報告事項1「公費負担医療対象者に対する高額介護サービス費の算定について」であるが、（1）の経過は、公費負担医療の対象となっている介護保険サービスの利用者について、自己負担額が上限額を超えた人に支給する高額介護サービス費を算定する際、公費負担医療の利用者負担額を算定に含めるべきところ、システムの不具合により一部の対象者の支給額に不足があったことが判明したことから、現在、速やかな追加支給に向けて、作業を進めているところである。

次に、（2）の追加支給の対象者についてであるが、令和元年12月利用分から令和4年2月利用分までを対象期間として、4世帯で5人となっており、追加の支給額は総額26,283円である。不具合のあったシステムについては、既に改修作業が終了しており、対象期間以降の事務処理については適正に行われている。

今後の対応としては、市ホームページで公表するとともに、対象者となった人には個別に連絡を取り、支給額に不足があったことについてのお詫びと追加支給を行っていきたいと考えている。

○委員長 説明が終わった。報告事項1「公費負担医療対象者に対する高額介護サービス費の算定について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 時々こういうことが、介護保険だけでなく聞かれると思うので、今後のためにも聞きたい。システムの不具合とは具体的にはどういうことだったのか。例えば入力ミスということもあったり、システムそのものが故障したりということなのか、どちらなのか聞きたい。そして何故判明したのか。普通判明しない。どういうところから判明したのか聞きたい。

○介護高齢課長 まず、システムの不具合については、全国的にということになるが、最初にこのシステムを導入している……、沼田市であれば、ジーシーシーということになるが、厚労省の調べによると、全国の3分の2の自治体と同じ仕様でこのシステムを使用していたということである。同様の事例が確認されて、システムの仕様が不具合の原因を起こしてしまったということになっている。この事態が判明した経過であるが、去年の12月に、一部の保険者から厚生労働省に公費負担の分の高額介護サービス費の算定に誤りがあるのではないかと指摘があったということである。それをもって、厚生労働省が全国に通知を出し、全国の自治体で調べたところ、およそ3分の2の自治体で使っているシステムに不具合があり、この算定が漏れていたということが今までの経過である。

○高柳委員 要は、利用者からの質問で発覚したということか。

○介護高齢課長 保険者と言ったのが、一般的に保険者というのは自治体を指しており、被保険者ではなく、介護保険を行っている自治体になる。その自治体から一部、そうした不具合があるのではないかとという指摘があり、厚生労働省が調べたということである。

○高柳委員 例えば、行政の会計監査だとか、そういったところがチェックをして分かったということの良いか。

○介護高齢課長 詳細については、把握していないが、厚労省通知により我々も調べを進めたということである。

○高柳委員 あまり言いたくないが、このジーシーシーというのは、この前も、その前も問題があった。私が聞く限りにおいて。今回も全国の3分の2がやっているということであるが、国は、自治体は、ジーシーシーに委託することについて検討しているのか。

○介護高齢課長 なかなかこういったシステムについては特殊性がある。群馬県でも県内いくつかの自治体があるが、その中でも、偏りもあり……。いろいろ検討している中でそこに委託する以外にないという選択肢もあり、なかなか答えるのに困ってしまうところである。今、現在、従来のやり方としてはジーシーシーに委託してシステム改修等をお願いしているということになる。

○高柳議員 今度は契約検査課になってしまう。

○委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で介護高齢課を終了する。

次に、健康課の所管に係る事項について説明願う。

(武井健康課長 説明)

オ 健康課

・調査事項

1 新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について

○健康課長 調査事項1「新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について」説明する。本日、資料を配付した。はじめに、(1)の新型コロナウイルス感染状況であるが、前月の常任委員会と同じく、県ホームページ掲載の資料から直近10週間の感染者数を週単位に集計したものを用意した。週当たりの感染者数推移で、表の上から2段目6月26日から7月2日まで、6月最終週での県全体新規感染者は780人となり、前週比で100.65%となっている。利根沼田管内においては前の週が5人と少なかったため260%と大幅な伸び率となっている。そして、7月に入り、7月3日から7月9日まででは、県全体の新規感染者数2,232人、対前週比で286.15%と大幅な増加に転じている。利根沼田管内でも前の週と比べて2倍の感染者数となっている。全国的にも、新規感染者が急激に増えており、群馬県内でも7月8日にオミクロン株の変異株BA5が7件確認されており、今後の新規感染者数の動向を注視していきたいと考えている。また、表の下の折れ線グラフは、今年1月からの新規感染者数の推移を載せてある。県全体では1月末にピークを迎え、それ以降、減少し6月末の週から増加に転じている。利根沼田管内の新規感染者数についても2月末、4月下旬に増加しているが、県全体の感染者数と同様に6月末まで減少傾向だったが、7月になり増加に転じている。また、裏面の棒グラフでは年代別の感染者数を掲載した。直近1か月では若年層よりも中高年層に感染者が発生している。

次に、(2)コロナワクチン接種率であるが、(ア)表の7月4日現在では、3回目接種において、全年齢で沼田市70.4%、65歳以上では91.1%と県平均を上回っている。次に、前回の調査報告との比較では、3回目接種までは大幅に伸びていないが、高齢者を対象とした4回目接種は7月以降に3回目接種から5か月経過する人が増えるため、接種者の伸びが見込まれる。

次に(イ)年代別ワクチン接種率では、増えてはいるものの40代以下の接種率が低い状況である。

次に、(3)管内のクラスター発生であるが、医療機関において1か所、クラスターが7月5日に発生し、患者、職員の5人が感染している。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 接種率の状況についてはこのとおりなので、BA5が出たからということで、昨日、テレビで放送したが、尾身さんが行動制限はしませんよと、いう話で。ただ、必要に応じてマスクなんかするだけで、例えば飲食店の出入りの話であるとか、そういったことは現時点では考えていないと。こんな話を昨日の晩のニュースで知った。もう、そろそろ感染の軸軸というか、主なところが飲食店で起こるといいうのも考え直さなければいけないと私は思っている。今、課長が話したとおりで、10代と7月3日から9日を見ても、20代と、40、50、60代である。つまり大学生と働く世代ととってもおかしくはないわけである。働く世代だから飲みに行くか分からないが、電車の中とか嫌でも密集してしまう。つまり、バラバラにすれば済んでしまうようなことを、相変わらず、悪いのは飲食店で飲む

からだ。ここもちょっと分析力に欠けるのではないかと私は思う。それが小さな子供がマスクを外せないでいるということに繋がっているのではないかとと思う。何かの折には、もう少し多角的に……。もう3年経っている。電車の本数を増やして、密を減らした方が皆にとっていいと思っている。電車の会社も増やしてもらって、補助金が増えれば、電車の中が密にならない。時差出勤もできる。そういう発想というのは、経済を好転化させるには絶対必要だと思っている。会社には行きました、お酒も飲んで帰れないと言ったら会社に行くのが嫌になる。もう3年も経っているので、もうそろそろ原因の追究と対応の仕方というのは、もっと多角的に考えた方が良くも思っている。課長の実感として、どう思っているか。

○健康課長 委員のおっしゃるとおりだと思います。しかし、私も飲食店などで経験したが、冷静に見ると、飲食店で、食べる物があって、回りを囲んでいる中で飛沫はかなり飛んでいると実感して怖かった。そこも踏まえて、今後、BA5の前に、コロナの感染について、国が行動制限をしないということであれば、沼田市もそのようにいくということになると思う。しかし、感染を抑えるためには、換気の徹底、必要な所ではマスクをする。必要な所というのが、やはり今、言われているのが、混雑する電車や公共で混雑する所を避ける感じ。それから、病院などでは、やはりマスクが必要と考えている。それから高齢者と接するときにはやはりマスクをすることにより、高齢者に感染させない。そして、感染リスクから重症化するという事なので、免疫不全の人たちには当然、配慮しなければならないと考えている。そして、BA5であるが、正確な大量なデータがないので、はっきりしたことはまだ分からないということであるが、一部報道では、重症化しやすいのではないかなという研究もされているようである。この動向が注目されるのではないかと私は考えている。以上のことを踏まえて、感染拡大を防ぐために、換気を徹底すること、マスクの着用、3密までいかなくても1密でも危険がある所は回避するような形で行動を行っていけば、行動制限を著しく強くしなくてもある程度の対応は可能ではないかと思っているが、BA5の病原性の重症化、そこが一番気になる場所である。

○高柳委員 丁寧な答弁ありがたい。飲食店等では、BGMを止めるだとか、大声をただでさえ出したくなるわけである。知らず知らず。だからBGMを止めるだとか、スペースを広くするだとか、そういうことをすれば家庭でも食べるわけである。家庭でもお酒は飲む。そういうことを考えるとそこだけというのは可哀想だなという気もする。是非、BA5のエビデンスが出てくると重症化するとちょっと怖いので、心配であるが、是非、メリハリのある対応を当該課として推奨してもらえれば、多分、多くの子供を持つ家庭は助かるのではないかとと思う。

○健康課長 おっしゃるとおりだと思います。しかし、国がこれをどのような形で制限を出すかということにもよると思うが、それを基準に考えながら、高柳委員の意見を考慮しつつ、今後の感染予防の拡大の予防について考えていきたいと考えている。

○大東委員 コロナの感染状況がまた右肩上がりになりつつある中で、やはり熱中症対策と合わせたマスクの着用、特に子供に対するマスクの着用は非常に難しい。先月だか、今月だか、とても暑いときには、学校も外して良いよと、どうも言ったらしい。そういう教育委員会との熱中症対策における子供たちのマスクの着用について、健康課としてどう対応を協議しているのか。教育委員会としては、熱中症の警報が出た時に対応するんだみた

いな話はしていたが、基本的に、日常的に、子供たちのマスクの着用について、こういう感染者が増えてきた中で、熱中症との絡みがある中で、どういうふうに教育委員会と一緒にになって、対応していくのか、教育委員会とは、協議をしたりとか、情報の提供なりはしてきているのか聞きたい。

○健康課長 子供のマスク着用については、教育委員会の課長とは打合せをしている。そして、一般質問でもあったと思うが、マスクを着用しないことによって、いろいろマスク自警だとか、その辺のところも、そういう話が出ないように、市ホームページでも教育委員会と連携して載せている。また、熱中症は子供だけでなく高齢者も心配な部分がある。今週に入ってからであるが、筋トレ団体だとか、そちらについては、熱中症の警報が出たときには自分たちで判断してもらって、危険なようであれば、筋トレなどに出るのを一部避けてもらうだとか、水分補給、その辺も含めて、若い人だけでなく、高齢者にもそういう形で通知を出している。

○大東委員 コロナの感染者がまた増える、増加傾向にある中で、熱中症対策をうまく噛み合わせていく必要がある。たしかに、自分でも高齢者に接する際は、マスクをした方がいいのではないかと、暑いときでもマスクをした方がいいのではないかとだったり、人混みに行ったときに、やっぱりした方がいいのではないかとというように思っているが、日常的な生活をしていく中で、一人で歩いているときはしなくてもいいだとか、いろいろ厚労省からも出ている。また、こうした増加傾向にある中で、やはり市民に対して、熱中症対策とマスクの着用というのは、うまくメリハリつけた対応というのをしていかないと、いつまでもどんなときでもマスクはするんだというような意識では、熱中症が心配になる。その辺の啓発というか、広報は常時していく必要があるのではないかと。学校もそうだが、そういったところでの啓発や市民に向けた広報については、今後、何らかの検討や対応はしていくのか聞かせてほしい。

○健康課長 熱中症との関係であるが、やはりコロナも怖いけれど、熱中症はもっと怖いという意見もあると思う。それらも踏まえ、厚生労働省で出しているマスクを着用しなくても良い場面等を広報等で周知している。また、スマートウェルネス等で読み込みに来ている人に対しては、熱中症予防の飴を配布しつつ、熱中症の予防に対して注意するような形での広報、周知を行っている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で健康課を終了する。

それでは、次第（6）今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

（事務局書記 説明）

（6）今後の日程について

ア 次回の委員会について

期日 8月10日（水）午後1時30分

場所 第2委員会室

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいと考えているが、よろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、そのような予定としたい。

以上で、健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

(健康福祉部 退室)

○委員長 休憩する。

(休憩 午後 2 時37分から午後 2 時45分まで)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

○委員長 それでは、次第(2)健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員はあるか。高柳委員。

○高柳委員 子ども課について、一般質問でもしたが、少子化対策はどこがするのかということに大体行き着いてきてしまい、子供が生まれてから快適にするよということを通じて、いくらか快適だからたくさん生んでというぐらいのことしかしていない。それでは、他の自治体と比べてやっぱり少子化対策をしているということにはならない。この子ども子育てのやつも書いてくれたが、最後にちゃんと合計特殊出生率1.5にすると書いてある。これが目標なわけだ。合計特殊出生率1.5にする目標に対して、これでじゃあ達成できるのかという達成できない。そういう見直しをどこでするのかということである。頑張って、今日副市長が新しく代わってくれたので、その人が新しく音頭をとって少子化対策特別研究室とかなにか作るしかないと思う。だって、市に与えられているところは、健康課は子供をたくさん生んでくださいとは言えない。生んだ子を快適にする。健康課も同じ。幼くして死んじゃわないようにする。じゃあ、肝心な子供を増やすにはどうするのかというのは、市は目標を掲げているけれど、実際にそれに対応するところはないのではないかという疑問が湧く。そういうのを委員会として聞いて良いかどうか。

○副委員長 国の方はどうか。

○高柳委員 国は多分、子ども家庭庁を作って、みんな解決するかもというようなこと…。

○副委員長 だとしたら、それができてからの議論でないと多分……。

○高柳委員 おそらく、それに絡めて質問するつもりだが、実際はどうにもならない。皆さんに迷惑を掛けたくないで。そういう問題意識を持ったということで。

○大東委員 高柳委員が言ったように、子ども家庭庁との関連で、今後、市は、どういう施策や対応を考えているのか、それと、高柳委員が言ったことを含めて聞いてみるというのは私は良いのではないかと思う。

○副委員長 いつできるのか。

○高柳委員 来年、たしか記憶が正しければ。閣議決定したと思う。ぼちぼち文章も下りてくるのではないかと。

○委員長 当局の回答としては今日と同じようなことになるのではないか。

○高柳委員 まだね。もう少し先で、その辺の話が出てきたら、それで聞けばいいと思う。

○委員長 それは少し温めておく。

○副委員長 沼田に障害者就労支援施設はBしかない。Aがない。この間、7月7日、ついこの間、法律が改正されて、すごく……。Aが良いとか悪い、Bが良いとか悪いとかではなく。資料がないのだが……。随分変わった。就労支援が。7日付け。障がい者雇用の

ことが書いてあったが、そこを聞いてみたいと思った。7日付け。

○高柳委員 出ているのであれば、その内容というか。うちで当てはまりそうなことを考えているかどうか。実際、昭和村でAがある。1か所だけ。あとはみんなB。形になって出ているのであれば。

○委員長 障がい者の就労支援について出たが、意見は。

○副委員長 結構ためになる。

○大東委員 変わったというのは聞いたが、中身が、Aがどうなって、Bがどうなって…。就労支援がどうなるのかというのは。変わるというのは聞いていたが中身はちょっとまだ見ていないので、いいのではないか。

○高柳委員 当然、来ているのだから。

○大東委員 変わった内容も含めて、説明を受けるというのは良いのではないか。

○大東委員 今の話で、じゃあ、実際、沼田市にどれくらいの人が、ippoにも幾人かいるし、あおぞら作業所なんかにも幾人かいる。大体どのくらいの人が就労しているのか、状況も含めて報告してもらおうというのでいいのではないか。何か所か市内にもある。

○委員長 ほかに調査案件はあるか。「なし」と呼ぶ者あり)

ないようなので、以上で健康福祉部所管に関する調査事項の検討及び意見交換を終了する。

(市民部 入室)

(3) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(3)市民部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。

まず、債権管理課の所管に係る事項について説明願う。

(阿部債権管理課長 説明)

ア 債権管理課

・調査事項

1 滞納繰越額(国民健康保険税を含む。)が多くなっていることについて、どう分析し、どう捉えているか。

○債権管理課長 調査事項1「滞納繰越額(国民健康保険税を含む。)が多くなっていることについて、どう分析し、どう捉えているか」についてであるが、配付した資料、表の一番上が国保税を除く市税、真ん中が国保税、一番下が国保税を含めた市税全体の過去5年間の滞納繰越分の年度別収入状況となっている。一番下の国保税を含めた市税全体の表の収入未済額では、収入未済額は着実に減少しており、平成28年度の収入未済額約2億2,950万円に対して、令和2年度の収入未済額は約1億2,850万円と56%ほどに減少している。これは市民全体に対して公平な、かつ、適正な滞納整理業務を遂行した結果であると考えている。今後も滞納繰越額削減のため、適正な滞納整理を実施していきたいと考えている。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「滞納繰越額(国民健康保険税を含む。)が多くなっていることについて、どう分析し、どう捉えているか」について、質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 私が調べていただきたいということでお願いしたのだが、50%、平成28年度から約5年間で、50%、収入率を上げたということは、当局の努力に対して敬意を表した

いと思う。ただ、昨今の状況などを鑑みたときに、どういう研究をしているのかということを知りたい。例えば、今回、後期高齢者の2割負担が始まったということでチラシをもらった。標準課税に対して、収入が足りない人は、7割、5割、2割にしましたと、こうすることで、減免措置をし、そして平均収入を確保とし、そういう形で今、例えば、国保税なんかでいうところの同じような理屈で、介護もそうだが、みんなお金が標準よりも足りない人は、減免をしたりしながら、目標額を定めているわけである。そもそもこの基本の収入額ということが、払える状況になってきているのかどうかということは、当該の課として、例えば、市税、それから国保税、これについて、定められている額がもう割り勘ですよと言ってももう納められなくなっているのではないかと。悪意を持っている人は別。単に悪意を持っている人は別として、いわゆる担税力というのが、難しくなっているのではないかと、という分析を課としてしたか。

○債権管理課長 生活困難等で滞納がある人、納付困難な人への対応を課としてしているかということであるが、どのような債権も納付してもらうことが前提になると思う。その中で個人個人の状況を調査して資力があると判断された人が自主的に納付しないときには段階的に厳しい処分へと移行することになる。一方で、収入も財産もなく、生活が困窮していて今までの滞納がある人がいたとするならば、生活困窮者に対する救済措置が受けられることになるので、個々の状況を正確、詳細に調査してそれらを適正に行うことで、市民全体に対して、公平に業務を遂行していくということを考えて対応している。

○高柳委員 そういうことでやってきたと思う。もちろん。細かく話を聞いて、あるのに払わないのか、もともと厳しいのかというすみ分けをする。そのすみ分けをして、本当にあるんだから払いなさいということは一生懸命やりますよということだから、その割合が増えてきたのか、減ってきたのかということが簡単に言うと聞きたいわけである。あるのに払わない人が増えているのかということ。

○債権管理課長 困難の人が増えているかというような状況を調べているかということであるが、正確な数字は調査していないので把握はしていない。申し訳ない。

○高柳委員 謝ることもないのだが、そういう課なので。調査をしている過程で、職員が最近はまだ、本当にあるのに、払えなくて困っている人が多くて、訪問したり、電話したりするのが辛いよと、こういう件数が増えているということは、やはり課税をしても厳しい人たちが増えているということ。そういう感じで、印象はどうかということだったら答えられると思って……。

○債権管理課長 確かにコロナ禍の影響もあり、収入が減っているという人が増えているということはあると思う。その中で滞納整理業務を実施している中で、収入減で納付困難という人はこのコロナ禍では増えていると感じている。

○高柳委員 逆に、高額所得の人、割合はどのくらいあるのか。ここにはないから分からないが、多分、件数からすると件数が多くて額が少ない人の積み上げがこのようになっていると思う。1人で6,400万円滞納しているとは考えにくい。高額所得の人は悪質、あるのに払わないという割合は、増えているかどうか、職員の感想として聞きたい。

○債権管理課長 収入が増えているのに払わない人が増えているかどうかについてであるが、高額滞納者等についても大分少なくなっているが、やはり中には資力があるのに納めていないという人もいるので、増えているという感じではないが、そういう人が多々

いるということは感じている。

○高柳委員 もう1回だけ、伝わっていないこともあったので。じゃあ、次に不納欠損額がある。市税でも、国保でも。これをずっと続けるとどうなるかという、市税であれば欠損で終わる。国保税であればこれを続けると今度は支給が受けられなくなる。国保税を滞納しているのだから、国保の対象から外れるわけである。そういうことを考えたときに、国保税の方が、私はどちらかといえば、ちゃんと払ってもらわないと、その人が払えなくなってしまうと生活保護に直結しちゃうのではないかと思う。そういうところの分析は課としてしているか。

○債権管理課長 不納欠損額については、滞納処分の執行停止後3年等により、税の方が不納欠損ということで落とすということになる。こちらで不納欠損された分については、すでに税の消滅ということになるので、滞納という扱いにもならなくなる。そういうことなので、国保税についても、不納欠損された分については、滞納として残らないということになるので、特に資格証になるとかといった措置には影響しなくなると思う。

○大東委員 滞納というのは、どうしても出るというか、絶対ゼロにはならないと思う。ただ、滞納し始めたときの、最初の、早い対応が必要なのではないかと思う。そこで、どうしても課税というのが、前年度の所得に応じて課税がされてくるので、去年は収入があったけれど、今年はコロナの影響だ、病気をした、怪我をしたなんかで収入が減少したということになると、今年払わなければならないものが払えなくなる。そういったいろいろなケースがあると思う。やはり滞納し始めたときに早くにその人に対応することによって、ある意味、もしかしたら生活再建の支援をしなければいけないといった場合もあるだろうし、計画的に分納してもらおうようなこともやらなければいけないと思う。そういった滞納し始めたときに早い対応というのはどうしているのか、何か対策をしているのか聞きたい。

○債権管理課長 滞納繰越を増やさないためには、当然、現年度分の収入未済額を削減するということが重要になってくる。そのためには、やはり現年度分の滞納が新しく出てきたということを早期に把握して、そういった人を特に重点的に滞納繰越に移らないように早期に対応できるよう催告書の発送、あるいは電話催告等を特に重点的に行うようにはしている。

○大東委員 催告を出したりとか、電話をしたりいろいろしていると思う。やはり、実際、そこへ行って話を……。本人が来るのが一番だが、なかなか税金を滞納していて、じゃあ市役所に行こうかと思う人は少ないと思うので……。そこはご厄介でもこちらから出向くような仕組みを作っていないと難しいのではないかと。今度、債権管理課は以前にも言ったが、給食費にしる、保育料にしる、全てを網羅というか、対応せざるを得ない。前のように市税だとかだけではなくてきている。全てを網羅しなければならない。やはり、大変だとしても、こちらから直接出向いて行くような仕組みを作っていないと難しいと思う。例えば市税を滞納している人は多分、国保も滞納している、ほかも滞納していることが多いと思う。市税だけ滞納している。国保税はちゃんと払っていますという、ほかのはちゃんと払っていますというのはまずあり得ないと思う。大体皆滞納しだすとあれもこれもというので、滞納しだすケースが多いと思う。そこは電話や文章だけでなく、やはり例えば半年間経っても滞納が続いている、1年経っても滞納が続いているというようなときはこちらから行って状況を把握して、計画的に分納してもらえようような対策やある意味、

また生活支援も含めて、やはり対応していくことが必要ではないかと思う。そういう対応に何らかの考えがあれば聞きたい。

○債権管理課長 こちらから出向いての滞納整理等の実施については、例年10月頃に特別徴収対策ということで、主に現年の滞納者を中心に、今までは、昨年までは収納課が中心となって関係課と特別徴収対策を実施していた。今年については、債権管理課が中心となって、そういった特別徴収対策ということで関係課と共同しながら、今までコロナで訪問が難しかったが、落ち着いてくれば、訪問を重点的に実施しながら、そういった特別徴収対策を実施していくということで考えている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で債権管理課を終了する。

次に、市民協働課の所管に係る事項について説明願う。

（田邊市民協働課長 説明）

イ 市民協働課

・調査事項

- 1 地域づくりシンポジウム・コミセン1周年記念事業後の地区ごとの現状と課題
- 2 地域づくり支援アドバイザー(櫻井常矢教授)との連携の今後の事業展開

○市民協働課長 調査事項1「地域づくりシンポジウム・コミセン1周年記念事業後の地区ごとの現状と課題」について説明する。まず、地域づくりシンポジウムについて簡単に報告する。資料をご覧いただきたい。5月28日、土曜日、午後1時30分からテラス4階の会議室にて開催し、市民60名、その他19名、合計79名が出席した。

地域づくりモデル事業4地区の取組の相互の情報交換と他地区への事業の周知などを目的として実施した。各地区のモデル事業参加者の代表から発表していただいた後、シンポジウム参加者にグループワークを体験していただき、最後に櫻井教授による今後の地域づくりについて講話をいただいた。講話内容などは資料にまとめてあるので、後ほどご覧いただきたい。

続いて、コミュニティセンター1周年イベントについてである。コミュニティセンターの若手職員のみで企画から実施まで行った。コミュニティセンター設置1周年を記念し、各6地区のコミュニティセンターの人気講座などをテラス1階の多目的スペースに集め、周知を兼ねて講座を体験いただき、更なる利用の拡大を目指した。143人の来場をいただいております。周知に課題はあったものの概ね好評をいただいている。

続いて、地域づくりモデル事業の各地区で出された課題についてであるが、地域づくりシンポジウムの中で、各地区の発表資料から抜粋したものを添付した。まず、利南地区であるが交流の場がない、関わりが少ないなど繋がり課題、役が多過ぎる。また、なり手がいないなどの課題、4地区の中でも都市部を有することから交通量の多さや高齢者の運転の問題が挙げられた。池田地区については、行事が多い、運動会等の見直しなどもこの系統の課題だが役員が多い、行政区の再編が必要などである。薄根地区については、団結力があり地域活動や団体活動が活発な地域であるが、行事などの参加者が固定しており、横の繋がりが不足しているなどの課題が挙げられた。川田地区については、行事が少ない、交流の場がないなどの繋がりに関する課題、空き家や耕作放棄地の増加など生活環境の課

題、交通の問題、役のなり手の問題、少子高齢化が挙げられている。これらは出てきた意見のほんの一部だが、役のなり手の問題など4地区に共通する課題も多く、また、どこの地区でも課題に挙げられたのが、こうした地域の課題を話し合える場が今までなかったことと、その話し合いの大切さに気づかされたということ、また、交流が不足しており、繋がりが大切であるということの2点がどこの地区でも出された課題であった。

地域づくりモデル事業は、4地区とも6月までに3回目の大座談会を終了し、次の段階に移行している。今後は座談会で出された意見を基に、振興協議会等が中心となって、地域課題の解決に向けた具体的取組について協議を進める予定である。利南地区では「となみサミット」の参加メンバーの中から10名程度が集まり、今後の活動を協議する予定である。池田地区でも人数を絞って「明日の池田を考える会」を継続し、今後の活動を協議していく予定である。薄根地区については、コアメンバーでのミニ座談会を開催し、協議を進めていく予定である。川田地区では大座談会での意見を基に振興協議会で具体的な取組を進めている。卓球大会などを開催するという話を聞いている。白沢・利根地域については、地域づくりシンポジウムに20名ほど参加していただいております、グループワークの意見交換では、地域づくりを進めていないことに危機感を抱いている人や行政区の間の連携がないなどの問題意識を持っている人がいた。

次に、調査事項2「地域づくり支援アドバイザー（櫻井常矢教授）との連携の今後の事業展開」についてである。まず、沼田市地域コミュニティの在り方検討委員会を立ち上げ、今後の本市における地域づくりの方針をまとめていく予定である。この委員会は、櫻井教授をアドバイザーにモデル事業参加者や地域づくりに関連の深い団体から推薦された市民14名と本市の地域づくり関連部署の部課長6名の計20名で編成するものである。今年度中に全5回程度の協議を行う予定である。最終頁に協議内容の資料を添付した。第1回目7月からの予定となっているが、8月初旬から開始し、年度内には報告書を取りまとめる予定である。また、地域づくり事業のほかの地域への取組であるが、まず、白沢・利根地域について、モデル事業と同様に話し合いによる地域づくりの取組について進めて行く予定であり、この2地区を対象としたシンポジウムや講演会を開催し、地域づくりの取組についての啓発を進めて行く予定である。なお、モデル地区については、今後、コミュニティセンター職員などが入って課題解決に向けた話し合いを継続するが、地域の人の要望等に応じて櫻井教授も係わっていく予定である。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「地域づくりシンポジウム・コミセン1周年記念事業後の地区ごとの現状と課題」について、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、調査事項2「地域づくり支援アドバイザー（櫻井常矢教授）との連携の今後の事業展開」について、質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 ざっくばらんに聞きたい。内容は分かっている。気になることが一つある。サミットが終わった後に、薄根が4回目だったか。そのとき櫻井先生に来ていただいて、その最後のときの話、おそらく、部長も課長も聞いていたと思うが、要するに新市長の考え方と合いません。真逆ですと言っていた。地域自治区制度と違いますと。その辺はどうなったか。要するに続けてもらいたい。櫻井先生は今日で最後かもしれないと言っていたが、違う部分でやっていくというのを聞いて良かったと思うが、首長の考えと櫻井先生の考えが全然違っている。その辺は当局はどう展開を考えているのか。

○市民協働課長 あのときに櫻井先生からそういった発言があった。市長が公約で地域協議会を立ち上げたいという話をずっとしていたが、そういった学会の人たちにとって、地域協議会という言葉で定義されるものは、法定の地域の運営組織のことを地域協議会と言うらしい。これは条例等でしっかり決めて、市内全域に地域協議会を置いて、市長が地域協議会の構成員を選任するという形で始めるものである。全国でも20自治体程度しか導入していない制度であり、最近の主流ではなく参加する自治体が少ない制度になる。櫻井先生が目指している地域自治については、地域運営組織というもので地域の運営を担っていくもので、これはそういった法定、地方自治法によるものではなく、より自由度が高い制度になっている。これについては、近年、組織の数が増えており、今現在の主流の制度となる。それが、市長が言う地域協議会が法定のものなのかどうかということが、あの時点では、こちらも把握ができていなかったのもので、櫻井先生がああいった話をしたのだと思う。先日、市長と櫻井先生が面会したとき、事務局が進めている地域づくりのやり方で構わない、法定のものでなくて構わないということで、櫻井先生にもご理解いただいて継続してこのまま進めるということで先日、確認を取った。今報告したとおり、例えば、薄根地区で先生に話を聞いてもらいたいということであれば、櫻井先生に来ていただいて、アドバイスいただけると思うのでよろしくお願ひしたい。

○副委員長 新市長と櫻井先生で話がされたということであればオーケー。そこをすごく心配したので。今の話で良く分かった。

○大東委員 初めて全体の話聞かせてもらってかなり活発な議論がされているのだと改めて分かって良かったと思う。やはりそれだけ地域に関心がある人がそれぞれの地域の中にちゃんといらっしゃるのだと分かってきた。やはりこれからのそれぞれの地域づくりを進めていくに当たって、やはり一つには何と言っても、地域の課題というものを地域の人たちが共通認識をしていく、全員が共通の認識として持っていくということが、利南であろうが、池田であろうが、どこでもそれぞれの出されている課題については共通の認識を持っていくということがやはり必要でないかと思う。そういった利南、池田、薄根、川田の中で出されてきたような課題について、その地域の人たちの共通の認識としていくような取組というのが、今後、展開されていくのかということと、やはり、どんな組織でもそうだと思うが、やはり、リーダー。その運動を支えていく人、担っていく人をどうやって育てていくのか、つくっていくのか。実際、区長さんやってください、それぞれの地区の役員さんやってくださいよだけでは、やはり、任期も1年だとか、いろいろあったりしてなかなか進まない。やはり今後、そういった地域の中で、いろいろな活動をしていただけるリーダー、担い手をどうやって育成していくのかということについてはどのような検討やそれぞれの地域の中で考えているか、今の段階であれば聞かせてほしい。

○市民協働課長 地域課題の共通認識については、本日、出された地域課題のほんの一部を出させてもらった。各地区の話合いではいろいろな課題が出された。地区ではせっかくだけに課題であるということで、非常に地元でも大事にしている。今後、よりニーズを絞り、具体的な地域課題の解決に向けた話をしていくわけであるが、その中で、再度、地域課題を確認しながら、それを先生がテーマにして、拠り所としてくれるというような話をしてきた。迷ったら最初のテーマに帰ってくるような考え方が良いのではないかとというような提案をしていた。そういった面では、共通認識が図られるのではないかと考えて

いる。地域のリーダーを作っていくということについては、このモデル事業の取組自体が、地域の新たな人を掘り起こすというような狙いがある。地域の元々、代表的な立場であった人に加えて、それまであまりそういった取組に参加していないような若い人や女性の人も参加しており、そういった人材の掘り起こしを考えている。それと、進めていく上でも、櫻井先生のアドバイス等をいただきながら、人材育成を図っていくということと、在り方検討委員会の中でも今後、沼田市がこういった地域づくりをしていくのかということについても話し合っていることから、そういった面でその辺が明らかになってくるのではないかと考えている。

○大東委員 それぞれの地区で活発な議論がされて、私もちょっと参加していないので何とも言えないが、ある意味、新しい人がどんどん参加しているのではないかという感じがして、皆さんが感心を持って、この課題に取り組んでいることは非常に良いことだと思う。やはりそういうものを継続させていくということが必要になってくる。1年、2年、3年という短い期間ではなく、これから先もずっと続けられるような、そういう取組として継続してもらえそうな支援というか、必要なのではないかと思う。それでこういう形でそれぞれの地域の人たちがやっていること、今後1年間、1年の中に、年1回ぐらいは4地区の人に集まってもらって、また、いろいろな取組を発表してもらおうとか、また、全国的なことでこういう取組、地域づくりをやっているというような研修会とか、そういうようなことも含めて、イベント的なこと、そういったことも含めて、これからの取組として、何らかの計画や検討がされているのか、あれば聞かせてほしい。

○市民協働課長 はっきりとした、例えば1年後にシンポジウムをやりますとかそういったことは決まっていない。今後もモデル4地区については話し合いを継続していくということで、今後、具体的に地域課題にどのような対応をしたということが決まってくると思う。その4地区のそういった情報が集まってくれば、自然と次の段階のシンポジウム的なものを開催しようだとかに繋がってくるだろうと考えている。それと、今後の話し合いについても地元の人にお任せということではなく、市もコミセンを中心に積極的に、協働推進係、コミセン、両方とも積極的に関わっていくような予定でいる。

○大東委員 意外に思ったのが、市街地だと人と人との繋がりが希薄になっていて、結びつきがないといったような声が出ると思うが、意外と4地区の中にもそういった声が出ているのでびっくりした。やはり沼田の人というのは、人の繋がりを求めているのかなと改めて感じた。やはりそういった例えば人との繋がりを求めているというのであれば、それこそコミセンのいろいろな事業を紹介していただいた中で、結構、私も行って楽しいと思って見ていたので。やはりコミュニティセンターを核としたいろいろなイベント、講座を含めて、いろいろな多種多様な人が参加できるような講座なり、イベントを開きながら、人と人との交流を作っていくということが、やはり、これからコミュニティセンターとして必要かと、この前参加していて思った。やはり、コミュニティセンターがそういう人と人との結びつきを広げていく、結びつきを作っていく核となるような講座なり、イベントなり、そういったことの内容の充実を含めて、そういう人との結びつきを作っていくということに関わる中でコミュニティセンターとしての活動について、何らかの検討なりしているのか、あれば聞かせてほしい。

○市民協働課長 現状でそういった人との繋がりをするイベントをすぐに開催するという

ような話には残念ながら現時点ではなっていない。4地区についても都市部よりも交流が活発には行われているが、やはり世代間の隔たりによって付き合いがないだとか、薄根では団体がたくさんあるが、団体間の繋がりが実は希薄だったというような話も出ている。そういった面で、コミュニティセンター自体がせっかく公民館から目的を定めない、いろいろなことに多角的に使える施設であるということでコミュニティセンターになったわけであるので、そういった地域の人と良く話しをしながらそういった人との繋がりを持てるような行事を開催していくというようになれば良いのではないかと今時点では考えている。

○高柳委員 だんだん整理していつてもらいたいなと思っているのが、好きなことをする地域課題、嫌なことでもしなければならぬ地域課題というのがあって、好きなことをするために作る装置だと思っている。嫌なことでもやらなければならないのはごみ出しだとか、そういったことは本人は億劫で嫌だけれど、それをやらないと行政費用がたくさんになるので、皆で分担してくださいよと決めただけれど、お年寄りが増えて若者が減ったから単価が強くなっている。それをじゃあどうするのと言ったら、そこにもう一回落とし込めるのは私は無理があると思っている。それはもう行政のサービスとして考えていかなければならないと思っている。だから、いくらか費用が、負担が上がっても。だってお年寄りが増えたら介護保険料が上がる。つまりは、お金を払えば、ヘルパーさんだっているわけである。実際の仕事として。そういう観点で考えなければならないことと、地域づくりは別の話だと思っている。そのすみ分けも庁舎全体で考えてもらいたいと思っている。だっ
ていなければ無理なので。どんなに話し合っても。いないものは。そういう意味で言うと、この櫻井先生の話のシンポジウムで言っていた3番目、「持続可能な地域運営の形を考える」、「全国的にはお金を稼いで収益を還元する動きが出てきている」というのは、8年ぐらい前のやねだんの話だと思う。鹿児島島の焼酎を地域で作って、自立できる地域協議会を運営しているのだと思うが、それはお金を稼いで、やらなければならない仕事まで負えるようになった。あるいは太陽光発電を地域で買って、その収益で墓を掃除してもらうだとか、そういう装置を作ったということだと思う。だから整理しなければならないことは2つあると思う。副委員長が言う地域が廃れていつてもったいないと、やはり段々畑をちゃんと作って地域を活性化しましょう、皆、前向きだから面白いわけである。だけど、一方で、ごみ捨てをどうするんだというのは、その話とは繋がらない。そこはちゃんと分けてやった方がいいかなと思っている。高齢化社会なので、ちゃんと負担とリターンの関係を提案しなければいけない課題をこの問題でごっちゃにしてしまうのは、私はそろそろ止めた方が良く
思っている。負担を求めてでも行政がやらなければならないこともある。その先のごみの処理だっ
てそう。行政がする。それを民間ではできない。だからそういったこともはっきり言いながら、一方で地域のコミュニティを保つだとか、皆で協力してやりましょうという話は別の話だ
思っている。皆さんが地域を思う心が強くなれば、持続可能な形はできるのだ
と思うし、私も期待する一人である。ずっとごっちゃのままいくことに関しては、若干……。そろそろ整理していかないと、夢ばかり言っているような形になって、厳しいことも言わないといけないのか
思っている。市民の皆さんの生活が厳しい、だけど誰かがやらなければならないこと。進んでやりたいことと、やらなければならないことは別
の話だ
思っている。当局の新しくできたコミュニティの検討委員会の中で、検討してもらえたらと思うが、感想があれば聞かせてもらいたい。

○市民協働課長 在り方検討委員会の中では、行政がすべきこと、市民がすべきこと、この辺を明らかにしていかなければならないことであると考えている。その中で委員と協議をしながら、きちんと高柳委員のアドバイスのように決めていきたいと思っている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で市民協働課を終了する。

次に、環境課の所管に係る事項について説明願う。

（小林環境課長 説明）

ウ 環境課

・調査事項

1 三峰山盛土問題の状況

2 佐山町の民間最終処分場建設の状況

○環境課長 調査事項1「三峰山盛土問題の状況」について説明する。6月の常任委員会で報告したが、本年4月に事業者による土壌検査のための土砂採取が行われた。その後、検査結果は6月16日に事業者から県へ検査結果の提出があった。翌日17日に県庁から市に対して、検査結果の内容を確認したところ土壌汚染の恐れがないため県としての対応を終了するとの連絡があった。これを受け、本市としては6月23日に市から事業者に対し連絡をするとともに、土砂条例に係る申請を速やかに開始するよう指示した。市としては、現在も土砂が放置されている状態であることから、早急に解消できるよう関係部局と連携して対応していきたいと考えている。

次に、調査事項2「佐山町の民間最終処分場建設の状況」について説明する。6月の常任委員会で報告したが、現在も、県における事前協議等に関する規程第22条に基づく合意書の確認及び大規模土地開発条例における協議が継続している状況である。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「三峰山盛土問題の状況」について、質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 聞き漏れだったら申し訳ないが、6月23日に土壌汚染がなかったのに、市は、事業者だか、持ち主に申請を出すということを指示したという話だったが、何の申請を出すように言ったのか。

○環境課長 6月23日、事業者に対して、以前、令和3年7月15日、現地確認した際に、これは明らかに土砂条例に違反しているという状況を確認している。その時点に戻り、汚染が確認されなかったということは土砂条例に基づく申請が必要だから速やかに申請を出してくれという指示をした。

○高柳委員 そういうことは、今度は危険なものではないけれど、土砂が大量にあるので、その大量にある土砂を市の条例に沿った形状に戻せということになるのか。結果として、そういうことで受け止めていいのか。

○環境課長 内容的には、委員の言うとおりで。現状が本来は計画的に盛土すべきという事柄であるが、土砂がそのまま放置されているので、計画に沿った。条例に適した。なおかつ、あそこが太陽光施設という申出があるので、その申請も並行して行うように指導している。

○高柳委員 つまり、簡単に言うと、盛土があったままだから、ソーラーパネルを付ける

のだから、それをどけてソーラーパネルがつくようにしないさいよということになるのか。

○環境課長 まず、環境課としては土砂条例がベースになる。土砂条例については、入ってくる土の性質を確認した上で、盛土体として、正常な形に盛土をするということが目的となる。その上に今回は、事業者の申請の内容的には、太陽光という上物もついているので、そこについての申請も合わせてするようにお願いしているところである。

○高柳委員 じゃあ、さらに砕けて言うと、太陽光だから太陽の方に向いているように盛土を変えて、据え付けられるようにしてというように相手は受け止めるように書いたということか。

○環境課長 盛土自体は今は、言葉的に言うと、搬入されたまま盛りこぼされている状態である。あの状態は盛土が終わっている状態ではない。環境課とすれば、申請者が盛土体としたいという訂正をする申請をまずして、その設計図書に基づいた盛土が現地で施工されるかどうかを確認するのが環境課の業務となると考えている。

○高柳委員 盛土が完成したという状態というのは、例えばソーラーパネルを作るにしても、下の柱が脆弱だと崩れてしまう恐れがある強度だということだと申請が下りないわけである。だから、例えば、あの盛土の上に、あるいは盛土した結果、そこにソーラーパネルがつくとすると盛土が落ちちゃうというような状態だと論外だという認識で良いのか。

○環境課長 基本的には盛土が安定するということが大前提となる。そこは構造計算等をした上で、あとは、盛土の高さ、勾配等々のチェックをもちろんした上で、安定した盛土の上に事業者がどういったものを作るかということは改めて別の観点から、そこは都市計画課になるが、審査をしてもらうことになる。

○高柳委員 大体分かった。

○委員長 次に、調査事項2「佐山町の民間最終処分場建設の状況」について、質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で環境課を終了する。

それでは、次第（6）今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

（事務局書記 説明）

（6）今後の日程について

ア 次回の委員会について

期日 8月10日（水）午後1時30分

場所 第2委員会室

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいと考えているが、よろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、そのような予定としたい。

以上で、市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

（市民部 退室）

○委員長 それでは、次第（4）市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員はあるか。高柳委員。

○高柳委員 確認であるが、市の条例に沿って、言えば、新しく市として反転攻勢に出るわけだ。弱いけれど。一定期間があって、それに対して不備があればペナルティは出せるのか。市の条例違反だから。それが大したことなければ別に。変な風にされちゃうわけだ。

○委員長 現状で面積が上回っている。最初に申請したものよりも。今の課長の話だと、そこに太陽光も作るような……。

○高柳委員 形状変更すれば済む可能性だってある。事業が終わっていないでしょということであれば、これからちゃんと広げてあったようにしろよと戻れる。

○委員長 今までは認可外だったが、それを認める。それを新たに申請し直して認めるということか。

○高柳委員 危険なものではないから。土だから。大量にあるからそのままだと危険なので、計画に沿ったようにちゃんと安全にしてということ。

○大東委員 条例に沿った形であればやっていいよと。

○高柳委員 済んじゃうということ。現実、不可能であればかなり痛いことだが、ならしてしまえば終わってしまう。最低限ならしてくれて、流出しなければいい。下流の人たちが……。しょうがない。盛っちゃったんだから。その辺の中身を課長に聞くのは酷だが。どうなっているのか分からない。

○大東委員 今度は都市計画……。だから形状ということになると都市計画になるのかと思う。

○高柳委員 だからそっちに投げたよということをやったんだと思うから。経済建設でそれって実際どうなると聞いてもらうしかない。

○大東委員 状況については報告を受けてもいいと思う。さっきのように県から回答がきて一応、異常がなかったとか。市が26日に申請を出せと言ったというような動きについては報告してもらうのは良いのではないかと思う。

○高柳委員 7月に何したんだということぐらいは。

○高柳委員 行政らしい。いちゃもんはつけられなくなっちゃったよということ。

○委員長 まとめると最終報告ということで、環境課長に頼むということで良いか。

○委員長 その他に何かあるか。

○野村委員 環境課に調べて欲しいのだが、今、旧市街地でごみ置場がなく、路上にごみのステーションを置いている所が何か所ぐらいあって、その町ごとに大変、問題になっているが、なかなかごみの箱を置かせてもらえないのが現実。そこをもうちょっと、環境課、行政が、そういうところに食い込んでいかないと解決しない。何か所ぐらい歩道や道路に置いて、ネットを被せたままのごみのステーションが何か所ぐらいあって。できれば今度は、そういう町の区長なり、地区委員なりとちゃんと環境課が良く話をして、民地に置かせてもらえる可能性のある場所には、積極的にお願いをして、置かせてもらうとか、そういうことをしないと。自分の町の話をする、やはりものすごく嫌がって、最初誰も置かせてくれない。だけど、本気になってお願いをして回ると結構置かせてもいいよというのも出てくる。だからそれをもう少し、沼田市は一生懸命になってそういうことをやらないとごみ出しの日には本当に酷い。陽気が良くなってくると臭いも出てくる。カラスが利口になっているので、つつき方が上手になっている。とてもでないが、あのままというのは良くない。町の環境衛生的なことを考えるとごみのステーションは大きな課題として捉

えていかないと。いろいろ課題はあるが、ごみの問題は大きな問題である。一応、どのくらい路上に置いているのかぐらいは調べてもらいたい。

○委員長 確かにそうだ。状況と地域、区長との話合いがどうなっているかということもできれば。

○高柳委員 見て分かるが、川場村なんかは蔵の格好で作っている。多分行政主導で作っていると思う。市民協働の関係にも出てくるだろうが、区に入っていない人はごみ出しは禁止ですよというのがあるわけだ。そういう問題も絡んでくる。場所があるところは。すぐ近くではない。家から離れている。

○野村委員 市街地は置く場所がない。

○高柳委員 特に中心市街地ということか。

○野村委員 そうだ。

○大東委員 18か町

○野村委員 そうだ。

○委員長 ごみ出しの仕方。地域によって、前の日に出すとか。ごみの状況について。

○大東委員 ごみの出す場所、出され方。そういう状況。

○高柳委員 まずはごみステーションの状況。次に市街地の問題。まずはそれを出してもらって関連して聞けば良い。

○委員長 ほかに調査案件はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようなので、以上で市民部所管に関する調査事項の検討及び意見交換を終了する。

○委員長 事務局に今回の調査事項について説明させる。

（事務局書記 説明）

○委員長 それでは「(6) 今後の日程について」、「イ 今後のスケジュールについて」事務局に説明させる。

（事務局書記 説明）

○委員長 説明が終わった。その他、委員から何かあるか。（「ありません」と発言する者あり）

ないようなので、以上で本日の委員会を終了する。

（午後4時6分 終了）